

平成23年度第4回新潟市環境影響評価審査会議事概要

1 日時

平成24年1月13日(金) 午後14時00分～午後15時30分

2 場所

新潟市役所第1分館601会議室

3 内容

(1) 開会

(2) 議事

新潟港(西港区)公有水面埋立事業環境影響評価方法書について

① 方法書に対する質疑及び意見に対する事業者の回答・見解

② その他の方法書に対する質疑・意見について

(3) その他

4 当日配布資料

○ 次第/座席表

○ 出席者名簿

○ 資料1 方法書に対する質疑及び意見に対する事業者の回答・見解

5 出席者

○ 別紙名簿参照

6 議事概要

開会

事務局

委員14名のうち9名の委員が出席しており、過半数を超えているので本日の審査会が成立することをご報告させていただきます。

議事(1)方法書に対する質疑及び意見に対する事業者の回答・見解について

会長

事務局から説明願います。

事務局

資料1 委員の質疑・意見に対する事業者の回答・見解の説明

質疑応答

会長

本日欠席の委員が、どういう文献、調査に基づいて指摘しているのかを事務局は把握しているのか。

事務局

確認はとれていない。確認して準備書で反映させるようお願いしていきたい。

委員

コアジサシが新潟市で営巣・繁殖していることは私も承知している。

行政の資料に無いから載せなかったというスタンスではなく、希少種の生存などが考えられる場合は地元の有識者より聞き取り調査をして、万全を期して欲しい。

事務局

資料1 委員の質疑・意見に対する事業者の回答・見解の説明

委員

放射線の生物学的な化学物質としての影響もアセスの対象外ということでもいいのか。

事務局

放射線物質による土壌汚染、大気汚染、水質汚濁については条例・法律の対象外であり、これまでアセスの中では取り扱ってこなかった。

委員

原発施設周辺地域でなく一般の地域でも別途検証が行われてきたのか。

会長

現時点でアセスの中では評価対象としないが、別の角度からの影響評価として実施しなければいけないのではないのか。

事務局

事業としてではなく、新潟市の一般環境として河川の放射線に関しても今後調査をすることは検討している。

会長

新潟市は過去に放射線測定を実施していたと思うが、その点はいかがか。

事務局

巻原発計画に伴い、新潟市として事前に調査していたが平成15年に巻原発計画案が無くなり調査も中止した。その調査データについては白書に全て載せている。今後は震災に伴い調査を再開する計画がある。

事務局

資料1 委員の質疑・意見に対する事業者の回答・見解の説明

委員

ボーリング調査・海底撮影が行われた上での文献なのか。

事業者

調査は文献「新潟市遺跡地図」をもとにしている。

委員

回答・見解には文化財が確認できないことからとあるが、もう少し科学的にどのような調査をしたかを載せたほうが良いのではないか。

委員

新潟空港の東側、阿賀野川河口域にはもともと掘削して埋めた経緯があり遺跡が埋まっている可能性が高い。

委員

もし今までボーリング調査を一回もしていないのであれば、一度行ってみてはどうか。

事務局

今回は法対象事業であるが、市条例の文化財調査の考え方では、文献等の調査を行ったうえで、必要な場合に現地調査をすべきものとしている。今回のように（埋蔵文化財の有る無しが）不確かな場合の判断は難しい。委員の皆様の意見をふまえ検討していきたい。

委員

陸上の場合、大規模な開発行為の前に遺跡があるかないかを確認をするが、ここに関しても遺跡の有無が判らないなら陸上と同じようにボーリングなり一部の調査を行えないものか。

会長

事業者と事務局もう一度協議してもらい回答を出してもらいたい。

事務局

通常、掘削工事の途中で文化財が出てきた場合、出た段階で新たに発掘調査をして、また埋め戻す手はずだが、今回の場合にも文化財が出たら法律上調査をしなければいけないのか。

委員

今回の事業は埋めるだけなのか。

事務局

埋めるところと周りを囲うところがあり、そこにおいてはボーリング調査等を行う予定である。そのボーリング調査の際、文化財の有無を確認しながら工事を進める。

委員

地上遺跡の場合でも盛土保存というやり方もある。掘削だと遺跡があった場合は、破壊される。事前に調査をしていなくとも開発行為をやりながら遺跡が出てきた段階で発見届を出して調査を行う立会調査というものもある。

事業者

事務局の補足であるが護岸を設計するために地盤の強度を測るためボーリング調査は既に実施している。遺跡を調べる観点ではないが。

委員

結果は地質学の専門家がみていると思うが考古学の観点からはみしていない。もしデータが残っているのであれば確認させて頂きたい。

会長

どの様な確認をするのか。

事業者

方法書の P. 4 のとおりである。

事務局

資料 1 委員の質疑・意見に対する事業者の回答・見解の説明

委員

特に問題はないが調査地点が実際の場所ではなく既存資料によるものであるならばここまで詳しくする必要はあるのか。

事務局

資料 1 委員の質疑・意見に対する事業者の回答・見解の説明

委員

補足として、実際に住んでいる方からみた景観を配慮して頂きたい。

事務局

資料 1 委員の質疑・意見に対する事業者の回答・見解の説明

委員

現行コンクリート瓦礫等について、環境省は 1 キロあたり 3 万ベクレル以下と定めているがそれに伴い構造も決まってくる。浚渫の際、信濃川の堆積土砂には間違いなく放射性物質が含まれているはず。工事に伴い、新潟港付近の漁業にも影響してくるのではないか。法的な枠組みというなか色々なことを想定しておく必要がある。

事務局

資料 1 市役所内からの質疑・意見に対する事業者の回答・見解の説明

会長

その他、何か意見はあるか。

委員

信濃川、阿賀野川それぞれの川から土砂を運び中間点の空港沖に埋め立てるわけだが潮流に変化が生じ、何らかの形で地形に影響を与える恐れはないのか。また、これは方法書に盛り込んでいるのか。

事業者

土砂処分場建設にあたり現況の流域の調査、潮流の調査は予定している。影響の範囲については、計画場所が真ん中位になるが波の向きから地形的に直接阿賀野川に影響しないのではないかと考えられる。潮流についても港湾計画の改定の際、港全体の調査はした経緯がある。今回も同様な調査を予定している。

委員

一点目は信濃川と阿賀野川の土砂が溜まった時に回数は少ないかもしれないが両方から処分することがあるのかということ。もう一点は直接工事に関係しないが、ミズア

オイは入らないのか。

事業者

阿賀野川の土砂に関してはまだ想定されていない。ミズアオイに関しては準備書に反映していきたい。

事務局

今後事業者と調整していきたい。

委員

埋立てが完成したあと緑地となるとあるが、どのような緑地になるのか、建物を建て空港の一部として利用するのか等どのように考えているか教えて欲しい。

事業者

今現在は緑地という事以外は決まっていないがレジャー施設等は考えていない。

会長

事務局から何かあれば。

事務局

予告及び前回の補足として。電子縦覧について昨年環境影響評価法が改正となり、それを受けて市条例もいくつかの手続きを改める必要があり来年度、新潟市の環境審議会において委員の皆様からご意見を頂戴したい。

会長

それでは、本日の審査会はこれで終了する。